

# 先進技術を活用した買物弱者支援策の調査・普及業務委託仕様書（案）

## 1 委託業務名

先進技術を活用した買物弱者支援策の調査・普及業務委託

## 2 業務目的

買物弱者支援対策として、先進技術等を活用した買物支援サービスの実現可能性を調査し、また、調査結果について、セミナー等により市町村等と共有することで、先進技術等を活用した効率的・持続的な買物支援サービスの活用・促進を図る。

## 3 履行期限

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

## 4 委託業務内容

### (1) 基礎調査

ア 買物弱者施策や公共交通施策等に関する文献調査や自治体へのヒアリング調査等により、買物弱者の状況や関連施策、買物弱者支援における課題やニーズ等を把握する。

イ アの調査結果により把握した課題やニーズをその特性や想定される支援策等によりグルーピングし、類型化する。

### (2) 先進事例調査

#### ア 先進技術事例の調査

買物弱者支援や支援につながる先進技術について調査するとともに、他地域での実証事業等の導入事例を調査し、技術的な課題や運営体制、事業の採算性など実態を把握する。

#### イ 関連企業、自治体等へのヒアリング調査

先進技術に関連する企業や技術を導入した自治体、技術に関する関連省庁等へのヒアリング調査を実施し、技術の詳細及び実態を把握する。

### (3) 適用可能性の検証

#### ア モデル地域の設定

(1)で類型化した課題やニーズに対し、(2)で把握した先進技術の適用可能性を検討するとともに、検討結果に基づき「先進技術を活用した買物弱者支援サービス（以下、「先進技術サービス」という。）を検証するモデル地域」を鹿児島県内に設定する。

モデル地域は、市町村単位で3～4モデル設定することとする。

【参考】管内市町村は次のとおり。

地域振興局・支庁名	管内市町村名
鹿児島地域振興局	鹿児島市，日置市，いちき串木野市，三島村，十島村
南薩地域振興局	枕崎市，指宿市，南さつま市，南九州市
北薩地域振興局	阿久根市，出水市，薩摩川内市，さつま町，長島町
始良・伊佐地域振興局	霧島市，伊佐市，始良市，湧水町
大隅地域振興局	鹿屋市，垂水市，曾於市，志布志市，大崎町，東串良町，錦江町，南大隅町，肝付町
熊毛支庁	西之表市，中種子町，南種子町，屋久島町
大島支庁	奄美市，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町，与論町

イ モデル地域における適用可能性の検証

モデル地域の自治体や地元企業，住民等へのヒアリング調査等を実施し，先進技術サービスの社会需要性，運営体制，導入における採算性等を検証する。

また，検証結果に基づきモデル地域に対して先進技術サービスの導入提案を行う。

(4) 先進技術サービスの共有

検証した先進技術サービスをモデル集として取りまとめるとともに，セミナー（説明会）を開催するなど，県内市町村に共有する。

※セミナーの開催時期は令和7年1月～2月を想定。

(5) 事業実施報告書の作成に関すること

基礎調査，先進技術事例調査等の結果を整理し，「事業実施報告書」として取りまとめること。

なお，報告書には次の内容を含むものとする。

ア 事業の概要

イ 事業の実施体制

ウ 事業の内容及び実績

## 5 成果物

(1) 事業実施報告書

A4サイズの編冊2部を提出すること。

また，併せてCD-R等の電子媒体によりPDF形式で提出すること。

(2) (1)の報告書に関わるデータセット

CD-R等の電子媒体によりCSV形式で提出すること

## 6 留意事項

(1) 委託事業の実施に要した費用は，全て委託料に含めるものとする。

(2) 業務の遂行にあたっては，県と密接な連絡及び情報共有を行うこと。

(3) 成果物等の著作権その他一切の権利は，県に帰属する。

(4) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める事項の解釈について疑義が生じた場合には，県と受注者が協議の上，定めるものとする。